

要措置区域台帳

名古屋市

整理番号	整 26-12	指定年月日・指定番号	平成26年7月1日 指 - 60	所在地	名古屋市港区入場二丁目2304番の全部		
調製・訂正年月日	平成26年7月1日（平成28年4月28日指定解除）						
要措置区域の概況	ガソリンスタンド跡地					面積	998.2㎡
地下水汚染の有無（土壌溶出量基準不適合の場合）	有・無						
法第14条第3項の規定に基づき指定された要措置区域にあっては、その旨	法第14条第3項の規定に基づき指定された要措置区域である。						
試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された要措置区域にあっては、その旨及び当該省略の理由							
要措置区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類			適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	H25. 10. 31	ベンゼン			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		東邦地水株式会社、中央開発株式会社
	H26. 6. 17	ベンゼン（施工の円滑化のため、汚染ありとみなす。）			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		東邦地水株式会社、中央開発株式会社
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出（着手）時期	完了時期	土地の形質の変更の種類		実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
	H25. 12. 27	H28. 3. 31	土壌汚染の除去（原位置での浄化による除去）		土地所有者	有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 「要措置区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

要措置区域内の土壌の汚染状態

- 1 要措置区域の所在地
名古屋市港区入場二丁目 2304 番の全部
- 2 試料の採取を行った日
平成 25 年 7 月 25 日～26 日
平成 25 年 9 月 30 日、10 月 1 日、3 日
- 3 調査結果
 - a. 土壌ガス調査
表 1 のとおり
 - b. 表層土壌調査
表 2 のとおり
 - c. ボーリング及び地下水調査
表 3 のとおり
 - d. 要措置区域及び試料採取位置図
図のとおり

表1 土壌ガス調査 単位：volppm

調査地点	項目	ベンゼン	定量下限値
A1①		0.92	0.05
A1②		87	
A1③		11	
A1④		16	
A1⑤-1		37	
A1⑥		3.1	
A1⑦		28	
A1⑧		22	
A1⑨		0.05	
A2①		9.1	
A2②		0.78	
A2③		3.3	

網掛けは土壌ガス検出を示す。

表2 表層土壌調査（鉛及びその化合物）

地点名		土壌溶出量調査 (mg/L)	土壌含有量調査 (mg/kg)
A1①	表層	<0.005	10
A1②	表層	<0.005	40
	地下タンク下 (GL-3.15m～ 3.65m)	<0.005	<10
A1③	表層	<0.005	30
A1④	表層	<0.005	20
A1⑤-1	表層	0.007	40
A1⑤-2	地下タンク下 (GL-3.15m～ 3.65m)	<0.005	<10
A1⑥	表層	<0.005	30
A1⑦	表層	<0.005	20
A1⑧	表層	<0.005	50
A1⑨	表層	<0.005	20
A2①	表層	0.007	20
	地下タンク下 (GL-3.15m～ 3.65m)	<0.005	<10
A2②	表層	<0.005	20
	地下タンク下 (GL-3.15m～ 3.65m)	<0.005	10
A2③	表層	<0.005	30
土壌汚染等処理基準		0.01以下	150以下

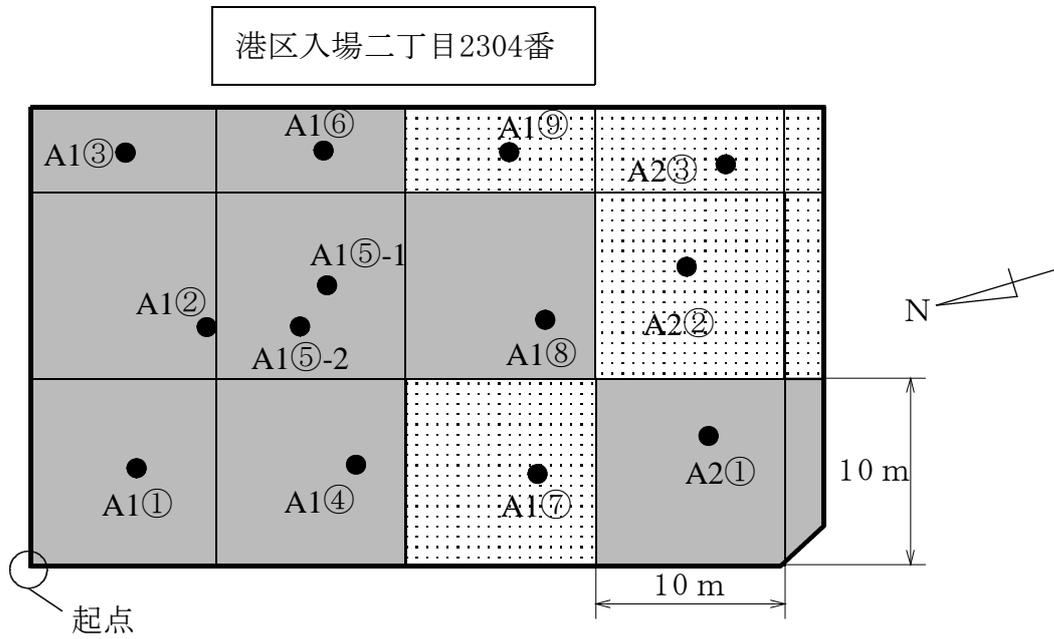
<は定量下限値未満を示す。

表3 ボーリング及び地下水調査
ベンゼン（土壌溶出量調査（mg/L））

調査地点 深度 (m)	A1①	A1②	A1③	A1④	A1⑤	A1⑥	A1⑦	A1⑧	A1⑨	A2①	A2②	A2③
0-0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	<0.001	<0.001
0.5	<0.001	0.001	0.001	<0.001	0.29	0.34	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1.0	<0.001	0.006	0.011	0.011	1.7	0.82	0.003	<0.001	<0.001	0.003	0.002	<0.001
2.0	<0.001	0.12	0.25	0.018	2.3	0.36	<0.001	0.024	<0.001	0.013	<0.001	<0.001
2.85	-	0.072	-	-	0.15	-	-	-	-	0.001	<0.001	-
3.0	<0.001	0.075	0.004	0.016	0.12	1.0	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001
3.35	-	0.044	-	-	0.050	-	-	-	-	0.003	<0.001	-
4.0	<0.001	0.11	<0.001	0.012	0.038	0.001	<0.001	0.001	<0.001	0.002	<0.001	<0.001
5.0	0.012	<0.001	<0.001	<0.001	0.023	0.005	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	<0.001	<0.001
6.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001
7.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	0.003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
9.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
10.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
地下水	0.014	0.035	0.004	0.010	0.18	0.073	<0.001	0.10	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
土壌汚染等処理 基準	0.01以下											
定量下限値	0.001											

網掛けは基準不適合を示す。
<は定量下限値未満を示す。

図 要措置区域及び試料採取位置図



凡例

□ : 調査対象地 (筆の全部)

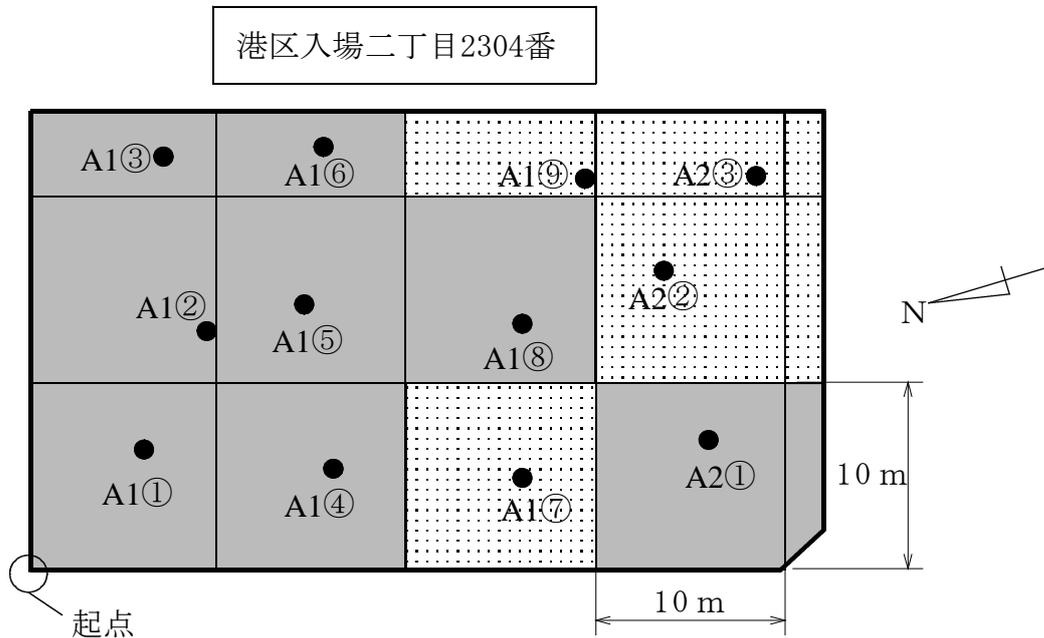
● : 土壌ガス及び表層土壌調査地点 (ただし、A1⑤-2は表層土壌調査のみ)

要措置区域 (ベンゼン (土壌溶出量基準不適合))

■ : 調査結果に基づき指定された区域

▨ : 土地形質の変更の円滑化のために追加指定された区域

図 要措置区域及び試料採取位置図



凡例

□ : 調査対象地 (筆の全部)

● : ボーリング及び地下水調査地点

要措置区域 (ベンゼン (土壌溶出量基準不適合))

■ : 調査結果に基づき指定された区域

⋯ : 土地形質の変更の円滑化のために追加指定された区域